鬼北町起業チャレンジ支援事業補助金交付要綱

令和2年4月1日

告示第62号

改正　令和4年4月1日　告示第86号

改正　令和6年4月1日　告示第110号

（目的）

第１条　この告示は、「鬼の町で暮らす・働く」支援事業実施要綱（平成31年鬼北町告示第48号。以下「実施要綱」という。）第２条の規定に基づき、町内での起業チャレンジを支援することにより、地域の新たな需要を掘り起こし、地域における雇用の創出を促すことで、地域経済の活性化及び定住の促進を図ることを目的とし、鬼北町起業チャレンジ支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、鬼北町補助金交付規則（平成17年鬼北町規則第57号）の定めによるほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

　(1)　新規創業　新たに事業を開始すること又は事業開始後1年を経過していないことをいう。

　(2)　第二創業　日本標準産業分類の細分類において、既存事業と異なる事業を開始すること又は異なる事業開始後1年を経過していないことをいう。

(3)　宿泊施設等　旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可を受けて行う同法第２条の営業に係る施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第３条第１項の届出により行う同法第２条第３項の事業に係る住宅をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、町内で新規創業又は第二創業を予定し、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

　(1)　 町内に住所（法人の場合は所在地）及び主たる店舗又は主たる事務所を有する者、又は予定する者

(2)　５年以上継続して営業する意思を有する者

　(3)　町税等の滞納がない者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としない。

　(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号から第６号までに規定する暴力団の構成員

　(2)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者

(3)　その他町長が不適当と認める者

（補助対象事業等）

第４条　補助金の事業対象となる事業は、次条第１項第５号に規定する創業計画書に基づき実施する地域経済の活性化に資する事業とし、補助対象経費等は、別表第１及び別表第２のとおりとする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象事業としない。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

(1)　日本標準産業分類における大分類Ａ農業、林業又は大分類Ｂ漁業に属する事業

(2)　国、県及び他の団体等が実施する支援制度により交付が予定される事業

　(3)　事業の実施に関して、法的規制がかけられており、内容又は許認可に係る期間等に課題を有する事業

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて鬼北町起業チャレンジ支援事業補助金交付申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

　(1)　店舗等の所在が分かるもの（登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し等）

　(2)　事業計画書（様式第１号（別紙１））

　(3)　収支予算書（様式第１号（別紙２））

(4)　誓約書（様式第１号（別紙３））

(5)　創業計画書（様式第１号（別紙４））

　(6)　完納証明書

　(7)　その他町長が必要と認める書類

２　申請者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費

　税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭

　和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と

当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金

額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを

減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに

係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

　（補助金の交付決定）

第６条　町長は、前条第１項及び次条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、鬼北町起業チャレンジ支援事業補助金交付決定（変更決定）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

　（補助事業の変更承認申請）

第７条　前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ鬼北町起業チャレンジ支援事業補助金変更等承認申請書（様式第３号）に関係書類を添えて、を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

　(1)　補助事業の内容の変更をしようとするとき。

　(2)　配分した経費の区分ごとの事業費の20パーセントを超える変更をしようとするとき。

　（補助事業の中止及び廃止）

第８条　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ鬼北町起業チャレンジ支援事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第４号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　町長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、内容を審査し、中止又は廃止を認めたときは、必要な条件を付して、鬼北町起業チャレンジ支援事業補助金中止（廃止）承認通知書（様式第５号）により申請者に通知しなければならない。

　（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助事業完了後、速やかに鬼北町起業チャレンジ支援事業補助金実績報告書（様式第６号）に次に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

　(1)　収支精算書（様式第６号（別紙））

(2)　補助対象事業費の明細書

　(3)　補助対象事業費の支払が確認できる書類の写し

　(4)　完成写真

　(5)　その他町長が必要と認める書類

２　第５条第２項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

３　第５条第２項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を鬼北町起業チャレンジ支援事業補助金消費税仕入控除税額等報告書（様式第７号）により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

　（補助金の額の確定）

第10条　町長は、前条第１項に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、鬼北町起業チャレンジ支援事業補助金確定通知書（様式第８号）により補助事業者に通知するものとする。

　（補助金の請求）

第11条　前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、鬼北町起業チャレンジ支援事業補助金請求書(様式第９号)を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項に規定する請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

　（目的外使用の禁止）

第12条　補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

　（指導監督)

第13条　町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

　（交付決定の取消し等）

第14条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

　(1)　この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

　(2)　この告示により町長に提出した書類に誤りの記載があったとき。

　(3)　その他不正の行為があったとき。

　(関係書類の保管)

第15条　補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（その他）

第16条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

この告示は、令和２年４月１日から適用する。

　　　附　則（令和4年4月1日告示第86号）

　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

　　　附　則（令和6年4月1日告示第110号）

　この告示は、令和6年４月１日から施行する。

別表第１(第４条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率 | 限度額 |
| 店舗等新築工事費（増改築を含む。） | ア　新たに開設する店舗等の新築工事イ　既存の空き家、空き店舗等の外装及び内装工事（備品は除く。）ウ　給排水工事、空調設備工事エ　改修に係る原材料、資材等購入経費オ　エクステリア工事及び外構工事 | ３分の２以内 | 100万円 |
| 設備購入費 | 設備、機械装置等の購入経費（建物・土地購入費は除く。） | 設備購入費及び開業手続経費を合算した補助対象経費の３分の２以内 | 50万円 |
| 開業手続経費 | ア　法人設立に係る定款認証手数料及び登録免許税（法人の場合に限る。）イ　商号登記にかかる登録免許税（個人の場合に限る。）ウ　開業や法人設立に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請資料作成経費エ　ホームページ制作費又はシステム構築費オ　パンフレット等作成費（デザイン又は印刷費を含む。） |

注　第４条第２項に規定する事業のほか、以下については補助対象経費とならない。

　(1)　起業チャレンジ支援事業の実施に直接関係しない費用

(2)　汎用性があり、目的外使用になり得る備品等の購入に要する費用

(3)　補助対象事業に係る経費のうち、交付決定前の実施にかかった費用

別表第２(第４条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率 | 限度額 |
| 宿泊施設等整備における新築工事費（増改築を含む。） | ア　新たに開設する店舗等の新築工事イ　既存の空き家、空き店舗等の外装及び内装工事（備品は除く。）ウ　給排水工事又は空調設備工事エ　改修に係る原材料、資材等の購入経費オ　エクステリア工事及び外構工事 | ３分の２以内 | 200万円。ただし、過去５年以内に同一建物において本補助金の交付を受けている場合は、200万円から既補助金交付金額を差し引いた額を限度額とする。 |
| 宿泊施設等整備における設備購入費 | 設備、機械装置等の購入経費（建物・土地購入費は、除く。） | 宿泊施設等における設備購入費及び開業手続経費を合算した補助対象経費の３分の２以内 | 100万円。ただし、過去５年以内に同一建物において本補助金の交付を受けている場合は、100万円から既補助金交付金額を差し引いた額を限度額とする。 |
| 宿泊施設等整備における開業手続経費 | ア　法人設立に係る定款認証手数料及び登録免許税（法人の場合に限る。）イ　商号登記にかかる登録免許税（個人の場合に限る。）ウ　開業や法人設立に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請資料作成経費エ　ホームページ制作費又はシステム構築費オ　パンフレット等作成費（デザイン又は印刷費を含む。） |

注　第４条第２項に規定する事業のほか、以下については補助対象経費とならない。

　(1)　起業チャレンジ支援事業の実施に直接関係しない費用

(2)　汎用性があり、目的外使用になり得る備品等の購入に要する費用

(3)　補助対象事業に係る経費のうち、交付決定前の実施にかかった費用